



2019年6月27日

各 位

会 社 名	アピックヤマダ株式会社
代表者名	代表取締役社長 五條 健利 (コード：6300、東証第二部)
問合せ先	取締役企画部長 木村 仁 TEL 026-275-2111

**株式会社新川による当社株主に対する株式売渡請求を行うことの決定、
当該株式売渡請求に係る承認及び当社株式の上場廃止に関するお知らせ**

2019年6月21日付「株式会社新川による当社株式に対する公開買付けの結果並びに親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、株式会社新川（以下「新川」又は「特別支配株主」といいます。）は、2019年5月10日から当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、その結果、本公開買付けの決済の開始日である本日をもって、当社株式11,524,207株（議決権所有割合（注）92.79%）を所有するに至り、当社の会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含み、以下同じとします。）第179条第1項に定める特別支配株主となっております。

本日、新川は、2019年5月9日付で当社が公表しました「株式会社新川による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）の「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（5）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、新川が当社の総株主の議決権の10分の9以上を所有するに至ったことから、当社株式の全てを取得し、当社を新川の完全子会社とするため、会社法第179条第1項に基づき、本公開買付けに応募しなかった当社の株主（新川及び当社を除きます。）の全員（以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その所有する当社株式の全てを売り渡すことを請求（以下「本売渡請求」といいます。）することを決定したとのことです。

当社は、本日付で新川より本売渡請求に係る通知を受領し、本日、会社法第370条による決議（取締役会の決議にかかわる書面決議）によって、本売渡請求を承認する旨の決議をいたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

また、本売渡請求の承認により、当社株式は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部の上場廃止基準に該当することになり、本日から2019年7月29日まで整理銘柄に指定された後、2019年7月30日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京

証券取引所市場第二部において取引することはできなくなりますので、併せてお知らせいたします。

(注) 議決権所有割合は、当社が2019年5月9日に公表した「2019年3月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「当社決算短信」といいます。)に記載された2019年3月31日現在の当社の発行済株式総数(12,969,000株)から、当社決算短信に記載された同日現在当社が所有する自己株式数(549,644株)を控除した株式数(12,419,356株)に係る議決権数(124,193個)を分母として計算しております(小数点以下第三位を四捨五入)。

1. 本売渡請求の概要

(1) 特別支配株主の概要

(1) 名 称	株式会社新川	
(2) 所 在 地	東京都武蔵村山市伊奈平二丁目51番地の1	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役会長 加藤 敏純 代表取締役社長 石岡 修	
(4) 事 業 内 容	半導体製造装置の開発・製造・販売	
(5) 資 本 金	13,360百万円	
(6) 設 立 年 月 日	1959年8月6日	
(7) 大株主及び持株比率 (2019年3月31日現在) (注)	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019	6.0%
	みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 きらぼし銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	4.9%
	GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	3.8%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3.4%
	新川取引先持株会	3.3%
(8) 当 社 と 特別支配株主との関係	資 本 関 係	特別支配株主は、本日現在、当社の発行済株式総数(12,969,000株)から自己株式数(549,644株)を控除した株式数(12,419,356株)の92.79%(小数点以下第三位を四捨五入)に相当する11,524,207株を所有しております。
	人 的 関 係	2019年3月31日現在において、該当事項はありません。
	取 引 関 係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	2019年3月31日現在において、特別支配株主は関連当事者に該当しません。

(注) 大株主及び持株比率は、特別支配株主の2019年6月7日付第61回定時株主総会招集ご通知の「大株主(上位10名)」から引用しております。

(2) 本売渡請求の日程

売渡請求日	2019年6月27日（木曜日）
当社取締役会決議日	2019年6月27日（木曜日）
売買最終日（予定）	2019年7月29日（月曜日）
上場廃止日（予定）	2019年7月30日（火曜日）
取得日	2019年8月1日（木曜日）

(3) 売渡対価

普通株式1株につき、金570円

2. 本売渡請求の内容

当社は、新川より、本日付で本売渡請求をする旨の通知を受けました。当該通知の内容は、以下のとおりです。

- (1) 特別支配株主完全子法人に対して株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称（会社法第179条の2第1項第1号）
該当事項はありません。
- (2) 本売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項（会社法第179条の2第1項第2号、第3号）
新川は、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本株式売渡対価」といいます。）として、その有する本売渡株式1株につき570円の割合をもって金銭を割当交付いたします。
- (3) 新株予約権売渡請求に関する事項（会社法第179条の2第1項第4号）
該当事項はありません。
- (4) 特別支配株主が本売渡株式を取得する日（以下「取得日」といいます。）（会社法第179条の2第1項第5号）
2019年8月1日
- (5) 本株式売渡対価の支払のための資金を確保する方法（会社法第179条の2第1項第6号、会社法施行規則第33条の5第1項第1号）
新川は、本株式売渡対価を、新川が保有する現預金によりお支払いすることを予定しております。

- (6) (1)乃至(5)の他、本売渡請求に係る取引条件を定めるときは、その取引条件（会社法第179条の2第1項第6号、会社法施行規則第33条の5第1項第2号）

本株式売渡対価は、取得日後合理的な期間内に、取得日の前日における最終の当社の株主名簿に記載若しくは記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付するものとしたします。ただし、当該方法による交付ができなかった場合には、本株式売渡対価の交付について、当社の本社所在地にて当社が指定した方法、新川が指定した場所及び方法、又は当社と新川で協議の上決定された場所及び方法のいずれかにより、本売渡株主に対して本株式売渡対価を支払うものとしたします。

3. 本売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由

(1) 承認に関する判断の根拠及び理由

本売渡請求は、新川が当社株式の全てを取得し、当社を新川の完全子会社化することを目的とする一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として行われるものであり、本株式売渡対価は、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）と同一の価格に設定されております。

当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、当社、新川及びヤマハ発動機株式会社（東京証券取引所市場第一部、証券コード：7272、以下「ヤマハ発動機」といいます。）の三社間で、ヤマハ発動機を割当先とする新川による第三者割当増資（以下「本第三者割当増資」といいます。）を通じたヤマハ発動機による新川の子会社化、並びに、新川による当社の完全子会社化及び新川の事業を新設分割設立会社に承継させる新設分割による当社及び新川の共同持株会社（以下「本共同持株会社」といいます。）体制への移行を伴う三社間の事業統合（以下「本事業統合」といいます。）が、今後の当社の更なる成長・発展と企業価値の一層の向上に資すると判断いたしました。

具体的には、当社としては、当社が新川の完全子会社となり、本事業統合が行われることに伴い、以下のシナジー効果を期待しております。

➤ 営業面において期待される効果

- ・ 新川、当社及びヤマハ発動機の製品は重複が少なく、三社の製品を結びつけることで、半導体後工程の製造ラインの一括提案（ワンストップ提案）が可能となり、ビジネス機会の拡大が想定されます。
- ・ 顧客面においても、メモリー領域に強い新川、車載デバイス及び先端パッケージ領域に強い当社、電子部品実装領域に幅広い顧客層を持つヤマハ発動機の販売網を結合することで三社で補完関係が構築でき、相互の製品を品揃えとして拡充ができ、各社相互で顧客向けにク

ロスセルをすることでビジネス機会の拡大が想定されます。

- ・ 当社及び新川は、ヤマハ発動機の信用力を背景として、規模面・体力面で顧客に対する信頼性・安定性が増すため、両社ともにビジネス機会の拡大が想定されます。
- ・ 技術動向・市場動向を共同で収集・分析し、効率的な営業活動戦略の立案と商品開発戦略に資するマーケティングに活かすことが想定されます。

➤ 技術開発面において期待される効果

- ・ 三社の技術的な強み（新川：脆弱な IC チップを扱うダイボンダ、ワイヤボンダ全般の要素技術、FA・インテグレーション技術（個々の要素技術を組み合わせた上で、顧客の課題を解決する機能を装置の形状として実現する統合制御技術）、当社：半導体パッケージの成型技術、精密金型設計・加工技術、ヤマハ発動機：高速多軸制御技術（装置を動かす複数の高速で動いている軸を制御する技術）、M2M 制御技術（別々の装置と装置をつなぎ、あたかも一つの装置のように統合操作、制御する技術））を持ち寄り、単品装置だけではなくライン全体を視野に入れた新製品開発が可能となることが想定されます。
- ・ 年々開発における負荷が増加している制御・ソフトウェア関係について、各社のシステム関係の人材が協力することで人材不足の解消及び技術力の向上につながることを期待されます。

➤ 調達・生産面において期待される効果

- ・ 三社の調達網を活用し、需要変動に強い安定的な調達体制を構築できることが想定されます。
- ・ 三社で部品の共通化を進めることでコスト削減を図ることが想定されます。
- ・ 生産拠点や外注先を相互活用することで需要変動に強い生産体制を構築できることが想定されます。
- ・ 当社と新川の同一国（タイ王国）内の近接地に存在する生産拠点の統合等により生産効率化を図ることにより、生産コストの低減が想定されます。

➤ 間接コスト面において期待される効果

- ・ 三社の拠点の相互活用や経理、財務、人事、総務、法務等の間接部門の集約化等により間接コストの削減が想定されます。

これらのシナジー効果の発現を最大化させるためには、段階的又は部分的な子会社化や提携ではなく、当社と新川を完全子会社とする共同持株会社体制を組成し、本共同持株会社の傘下で二社の事業統合を進めることがコスト増加を避け、本共同持株会社の傘下で事業統合を進めやすく、かつ両社対等な形を構築でき有用であり、両社が上場を維持した子会社ではなく本共同持株会社の完全子会社となることにより、迅速な意思決定を行なう体制が構築でき、緊密な連携や

構造改革等の実施が容易になると考えました。その上で、ヤマハ発動機が本共同持株会社の親会社となることで、本共同持株会社を通じて三社が強固な資本関係を構築することができ、ヤマハ発動機が当社及び新川の親会社になることで信用力の補完を受けることが可能となると判断いたしました。以上の理由から、当社は、本事業統合が、今後の当社の更なる成長・発展と企業価値の一層の向上に資すると判断いたしました。なお、本事業統合の詳細については、2019年2月12日付で公表した「ヤマハ発動機株式会社、株式会社新川及びアピックヤマダ株式会社による事業統合（株式会社新川によるアピックヤマダ株式会社の完全子会社化、ヤマハ発動機株式会社による株式会社新川の子会社化及び株式会社新川の会社分割による共同持株会社体制への移行）に関するお知らせ」をご参照ください。

また、当社は、本公開買付価格については、2019年1月21日に、新川より当社株式1株当たり500円とする初回提案を受けた後、新川との間で3回の協議を行い、2019年2月8日に、新川より当社株式1株当たり570円とする最終提案を受けました。当社は、その適正性を判断するため、当社、新川及びヤマハ発動機から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として山田コンサルティンググループ株式会社（以下「山田コンサル」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして岩田合同法律事務所をそれぞれ選任し、山田コンサルより取得した株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）、岩田合同法律事務所から得た法的助言を踏まえつつ、下記「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「④ 当社における独立した第三者委員会の設置」に記載の第三者委員会から提出を受けた答申書（以下「2019年2月12日付答申書」といいます。）の内容を最大限に尊重しながら、本公開買付けの意義・目的、本公開買付け後の経営方針、本公開買付けの諸条件について慎重に検討して参りました。

その結果、本公開買付価格である1株当たり570円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2019年2月8日の東京証券取引所における当社株式の終値414円に対して37.68%（小数点以下第三位を四捨五入。）、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値312円（小数点以下四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じとします。）に対して82.69%（小数点以下第三位を四捨五入。）、同日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値243円に対して134.57%（小数点以下第三位を四捨五入。）、同日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値275円に対して107.27%（小数点以下第三位を四捨五入。）のプレミアムを加えた金額であること、及び本公開買付価格が本株式価値算定書による算定結果のうち、市場株価法による算定結果の上限を上回るものであり、ディスカウント・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）による算定結果のレンジの上限にほど近い値であることも考慮し、本取引に関する諸条件について慎重に検討した結果、本公開買付価格及び本公開買付けのその他の諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であり、本取引は、少数株主を含む当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、2019年2月12日付開催の当社取締役会において、当社の取締役8名（うち社外取締役3名）のうち、押森広仁氏を除く7名が審議及び決議に参加し、決

議に参加した取締役全員（監査等委員を含む。）の一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対しては、その所有する当社株式を本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。なお、当社取締役のうち、当社の代表取締役である押森広仁氏は、新川及びヤマハ発動機と正式な合意にまでは至ってはいなかったものの、本公開買付けの完了後、本共同持株会社の取締役となる前提で協議を行っており、本共同持株会社の取締役となる可能性が相当程度存在したため、利益相反のおそれを回避する観点から、当該審議及び決議に参加していませんでした。

その後、当社は、2019年4月26日に、新川から、新川の臨時株主総会において、本第三者割当増資に係る議案が承認可決されたこと、2019年4月22日付でヤマハ発動機との間で本第三者割当増資に係る総数引受契約（以下「本総数引受契約」といいます。）を締結したこと、2019年3月19日に、大韓民国の競争法に基づく必要な手続及び対応が完了したことにより、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含む。）及びその他外国における競争法上の許認可等が必要となるすべての国又は地域において当該許認可等（以下「本許認可等」と総称します。）が取得及び履践されたこと、その他の本公開買付け前提条件が充足されていることから、本公開買付けを開始したい旨の連絡を受けました。当社の取締役会は、当社が設置した第三者委員会に対して、2019年4月26日に、第三者委員会が2019年2月12日付答申書で当社の取締役会に対して表明した意見に変更がないか否かを検討し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問しており、第三者委員会は、上記諮問事項について検討を行った結果、2019年2月13日以降、2019年5月9日までの間に、2019年2月12日付答申書の検討の前提とされた事項に変更があったと判断すべき特段の事情は認められないことを確認し、2019年5月9日、当社の取締役会に対して、上記意見に変更がない旨の同日付の答申書（以下「2019年5月9日付答申書」といいます。）を提出いたしました。当社は、かかる第三者委員会の意見等を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について改めて検討した結果、当社としても、2019年2月13日以降、2019年5月9日までの間に、当社の本公開買付けに対する賛同意見の基礎となる事実に変更が見られないことなどを確認し、2019年5月9日現在においても、本公開買付け価格及び本公開買付けのその他の諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であり、本取引は、少数株主を含む当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、2019年5月9日開催の当社の取締役会において、当社の取締役8名（うち社外取締役3名）のうち、押森広仁氏を除く7名が審議及び決議に参加し、決議に参加した取締役全員（監査等委員を含む。）の一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対しては、その所有する当社株式を本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。なお、当社取締役のうち、当社の代表取締役である押森広仁氏は、本公開買付けの完了後、本共同持株会社の取締役となる予定であったため、利益相反防止の観点から、当該審議及び決議に参加していませんでした。一方で、押森広仁氏は当社の代表取締役社長であり、当社の企業価値向上の観点から本取引の検討・交渉をするにあたって不可欠で代替できない知識及び経験を有していることに鑑み、当社の立場で本取

引の協議及び交渉に参加しております。

以上より、当社は、2019年5月9日開催の取締役会において、本公開買付けに関して賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対しては、その所有する当社株式を本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

その後、当社は、2019年6月21日、新川より、本公開買付けに対して当社株式11,524,207株の応募があり、その全ての買付けを行う旨の報告を受けました。この結果、2019年6月27日（本公開買付けの決済の開始日）付で、新川が所有する当社株式の議決権所有割合は92.79%となり、新川は、当社の特別支配株主に該当することとなりました。

このような経緯を経て、当社は、新川より、本日付で、本意見表明プレスリリースの「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本取引の一環として、会社法第179条第1項に基づき、本売渡請求をする旨の通知を受領しました。

そして、当社は、かかる通知を受け、本売渡請求を承認するか否かについて、慎重に協議、検討いたしました。

その結果、当社は、本日、会社法第370条による決議（取締役会の決議にかわる書面決議）によって、(i) 本売渡請求は本事業統合の一環として行われるところ、当社は、上記のとおり理由から、本事業統合が今後の当社の更なる成長・発展と企業価値の一層の向上に資すると判断しており、当該判断の基礎となった事情に予期しない変動が生じたと認めるに足りる特段の事情が見受けられないこと、(ii) 本売渡株式1株につき570円という本株式売渡対価は、本公開買付価格と同一の価格であること、及び、本意見表明プレスリリースの「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり本取引の公正性を担保するための措置が講じられていること等から、本売渡株主の皆様にとって合理的な価格であり、少数株主の利益への配慮がなされていると考えられること、(iii) ヤマハ発動機の2019年6月24日付「(開示事項の経過) ヤマハ発動機株式会社、株式会社新川及びアピックヤマダ株式会社による事業統合（株式会社新川によるアピックヤマダ株式会社の完全子会社化、ヤマハ発動機株式会社による株式会社新川の子会社化及び株式会社新川の会社分割による共同持株会社体制への移行）に関するお知らせ」及び新川の同日付「第三者割当による新株式発行の払込完了のお知らせ」によれば、ヤマハ発動機から新川に対し、本第三者割当増資に係る払込みがなされており、新川が本株式売渡対価を支払うための資金を有していることと認められること、及び、新川によれば、本株式売渡対価の支払に支障を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性は現在認識されていないことから、新川による本株式売渡対価の交付の見込みはあると考えられること、(iv) 本株式売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められないことから、本売渡請求に係る取引条件は相当であると考えられるこ

と、(v) 本公開買付けの開始以降本日に至るまで当社の企業価値に重大な変更は生じていないこと等を踏まえ、本売渡請求は、本売渡株主の利益に配慮したものであり、本売渡請求の条件等は適正であると判断し、新川からの通知のとおり、本売渡請求を承認する旨の決議をいたしました。

なお、当社の取締役のうち、代表取締役社長である五條健利氏は、新川の親会社であるヤマハ発動機の従業員であったことから、専務取締役である押森広仁氏は、新川の実業取締役を兼務していることから、また、取締役である木村仁氏は、新川の親会社であるヤマハ発動機の従業員を兼務していることから、利益相反回避の観点から、同氏らは本売渡請求の承認に係る協議、検討に参加していません。

(2) 算定に関する事項

本売渡請求は、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであり、本株式売渡対価は本公開買付価格と同一であることから、当社は、本売渡請求に係る承認を行うことを決定する際に改めて算定書を取得していません。

(3) 上場廃止となる見込み

当社株式は、本日現在、東京証券取引所市場第二部に上場しておりますが、本売渡請求の承認により、当社株式は東京証券取引所の上場廃止基準に該当することとなり、本日から2019年7月29日まで整理銘柄に指定された後、2019年7月30日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所市場第二部において取引することはできなくなります。

(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本売渡請求は、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであるところ、本意見表明プレスリリースの「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、当社及び新川は、本取引の公正性を担保する観点から、それぞれ以下の措置を実施いたしました。

なお、上記「(1) 承認に関する判断の根拠及び理由」に記載のとおり、本売渡請求の承認に係る当社の意思決定に至る過程においては、当社の取締役のうち、代表取締役社長である五條健利氏は、新川の親会社であるヤマハ発動機の従業員であったことから、専務取締役である押森広仁氏は、新川の実業取締役を兼務していることから、また、取締役である木村仁氏は、新川の親会社であるヤマハ発動機の従業員を兼務していることから、利益相反回避の観点から、同氏らは本売渡請求の承認に係る協議、検討に参加していません。

なお、以下の記述中の新川において実施した措置等については、新川から受けた説明に基づくものです。

① 新川における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

新川は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、当社、新川及びヤマハ発動機から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーであるプルータスに当社の株式価値の算定を依頼したとのことです。

プルータスは、当社株式について、市場株価法及びDCF法による算定を行い、新川は本公開買付けの公表日の前営業日である2019年2月8日にプルータスから株式価値算定書を取得したとのことです。なお、新川は、プルータスから本公開買付価格の妥当性に関する意見を取得していないとのことです。プルータスによる当社の普通株式1株当たりの株式価値（以下「1株当たり株式価値」といいます。）の算定結果は以下のとおりであるとのことです。

市場株価法	243 円～414 円
DCF法	310 円～649 円

市場株価法では、本公開買付けの公表日の前営業日である2019年2月8日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における当社株式の終値414円、直近1ヶ月間の終値の単純平均値312円（小数点以下四捨五入。以下終値の単純平均値の計算において同じです。）、直近3ヶ月間の終値の単純平均値243円及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値275円を基に、1株当たり株式価値の範囲を243円から414円までと分析しているとのことです。

DCF法では、当社が作成した当社の2019年3月期から2024年3月期までの事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が2019年3月期第3四半期以降の将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、1株当たり株式価値の範囲を310円から649円までと分析しているとのことです。また、本事業統合の実行により実現することが期待されるシナジー効果につきましては、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることは困難であるため反映していないとのことです。

新川は、プルータスから取得した株式価値算定書記載の各手法の算定結果を参考にし、新川が当社に対して2018年11月中旬から2019年1月下旬までにおいて実施したデュー・ディリジェンスの結果、過去の完全子会社化を目的とした発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、当社の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、当社との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に2019年2月12日開催の取締役会の決議によって、本公開買付価格を1株当たり570円と決定したとのことです。

なお、本公開買付価格である1株当たり570円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2019年2月8日の東京証券取引所市場第二部における当社株式の終値の414円に対して37.68%（小数点以下第三位四捨五入。以下本項の%の数値において同じです。）、過去1ヶ月間（2019年1月9日から2019年2月8日まで）の終値の単純平均値312円に対して82.69%、過去3ヶ月間（2018年11月9日から2019年2月8日まで）の終値の単純平均値243円に対して134.57%、過去6ヶ月間（2018年8月9日から2019年2月8日まで）の終値の単純平均値275円に対して107.27%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となるということです。

② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、新川から提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、当社、新川及びヤマハ発動機から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である山田コンサルに対し、当社株式の価値算定を依頼いたしました。なお、山田コンサルは、当社、新川及びヤマハ発動機の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。

山田コンサルは、複数の算定手法の中から当社株式の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提の下、当社株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当社の市場株価の動向を勘案した市場株価法と、事業活動による将来収益獲得能力を直接的に評価し算定に反映するDCF法の、2つの算定手法を用いて当社株式の1株当たりの株式価値の分析を行い、当社は、本公開買付けの公表日の前営業日である2019年2月8日付で山田コンサルより本株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は、山田コンサルから本公開買付価格の公正性に関する意見を取得しておりません。

上記各手法に基づいて算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価法：243円～414円

DCF法：237円～595円

市場株価法は、多くの投資家が企業の将来性、収益力、財産価値等の多様な要素を勘案して市場で取引を行うことによって形成される客観性の高い市場株価を基礎として株式価値を算定する手法であり、上場会社の株式価値を表す適切な指標であると考えられることから、山田コンサルは市場株価法を算定手法の1つとして採用することとしました。市場株価法では、本公開買付けの公表日の前営業日である2019年2月8日を基準日として、東京証券取引所における当社株式の基準日終値（414円）、基準日までの直近1ヵ月間の終値単純平均値（312円）（小数点以下四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じです。）、基準日までの直近3ヵ月間の終値単純平均値（243円）及び基準日までの直近6ヵ月間の終値単純平均値（275円）を基に、1株当たり株式価値を243円から414円までと分析しております。

DCF法は、企業が将来の一定期間に獲得するであろうフリー・キャッシュ・フローを、リス

クを考慮した適切な割引率によって現在価値に還元したものを事業価値とし、これに事業外資産や有利子負債等を考慮することにより企業価値及び株式価値を算定する手法であり、継続企業の評価においては最も理論的であるといわれていることから、山田コンサルはDCF法を算定手法の1つとして採用することとしました。DCF法では、当社が作成した事業計画（2019年3月期から2024年3月期まで）における収益や投資計画、当社へのインタビュー、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が2019年3月期第3四半期以降において生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を分析し、1株当たり株式価値を237円から595円までと分析しております。なお、DCF法による分析に用いた当社の事業計画においては、2021年3月期から2023年3月期のいずれも大幅な増益となることを見込んでいます。具体的には、2021年3月期の営業利益361百万円、2022年3月期の営業利益717百万円、及び2023年3月期の営業利益960百万円と継続して大幅な増益を見込んでおりますが、これは自動車の電動化・自動化やIoT/ビッグデータ需要による半導体ニーズの飛躍的な高まりに伴うビジネスチャンスの拡大とともに、メモリー向けのコンプレッションモールド機製造事業への市場参入がもたらす事業成長によるものです。また、DCF法による算定の基礎となる事業計画は、本取引の実行を前提としたものではなく、したがって、本取引実行後の各種施策の効果等を考慮しておりません。

③ 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定の過程等における透明性及び合理性を確保するため、当社、新川及びヤマハ発動機から独立したリーガル・アドバイザーである岩田合同法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する当社取締役会の意思決定の方法、過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けております。なお、同法律事務所は当社、新川及びヤマハ発動機の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。

④ 当社における独立した第三者委員会の設置

当社は、本取引に係る意思決定の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立することを目的として、2019年1月8日、当社、新川及びヤマハ発動機から独立した、外部の有識者である浅妻敬氏（長島・大野・常松法律事務所/弁護士）並びに当社社外取締役である中村隆次氏（中村隆次・田鶴子法律事務所/弁護士）及び塚田知信氏（塚田公認会計士事務所/公認会計士）から構成される第三者委員会を設置し、（A）本公開買付けを含む本取引の目的の正当性及び合理性（本取引が当社の企業価値向上に資するかを含む。）が認められるか、（B）本取引の条件（本公開買付価格を含む。）の公正性が確保されているか、（C）本取引は当社の少数株主（新川以外の株主を指し、以下同じとします。）の利益に配慮した客観的に公正なプロセスで進められていると認められるか、及び、（D）上記（A）から（C）までを踏まえ、本取引が、当社の少数株主にとって不利益なものではないと認められるかを検討し、当社取締役会に意見を

述べることについて諮問することを決定しました。

第三者委員会は、2019年1月9日から同年2月7日まで合計で5回開催され、当社、新川及びヤマハ発動機の役職員並びに当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である山田コンサル、当社のリーガル・アドバイザーである岩田合同法律事務所並びにヤマハ発動機のファイナンシャル・アドバイザーである野村證券から第三者委員会に提供された資料及び説明（以下「本件検討資料等」といいます。）に基づき、上記(A)乃至(D)の事項を中心に総合的な検討を慎重に行いました。第三者委員会は、かかる検討を前提として、本件検討資料等の真実性、正確性、完全性等について、第三者委員会独自の検討を一切行っていない旨を留保し、かつ、本公開買付けが実際に開始される時点において、答申書の検討の前提とされた事項に変更がないか否かを改めて確認する必要があること、本取引に関する手続が、当社及び新川のそれぞれにおいて、適用法令等を遵守して履践されていること、本件検討資料等が、答申書の作成日現在において、真実、正確かつ完全であり、誤解を与えないために必要な情報が省略されていないこと、本件検討資料等以外に、第三者委員会の答申の内容に影響を及ぼす可能性のある重要な事実又は情報は存在しないこと、本件検討資料等のうちドラフトとされているものについては、当該ドラフトの内容が、その後正式に確定し、開示され又は規制当局へ提出されるものの内容と重要な点において同一であること、並びに、山田コンサルが、当社株式の価値算定の実施及び本株式価値算定書の作成に際し、株式の価値算定の専門家として当社に対して負う注意義務を果たしていることを前提条件として、委員全員一致の決議により、当社取締役会に対して、本取引が、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられるとする内容の2019年2月12日付答申書を提出しております。2019年2月12日付答申書の内容は大要以下の通りです。

(A) 本取引の目的の正当性及び合理性（本取引が当社の企業価値向上に資するかを含む。）が認められるか

新川及びヤマハ発動機によれば、新川及びヤマハ発動機の観点からの本取引の目的は、以下のとおりとのことである。

新川と当社は、相互の技術・製品を組み合わせることで顧客の要求する半導体後工程製造装置に係るトータルソリューションへの対応が可能となることに加え、ヤマハ発動機が属する産業用機械・ロボット業界においては、半導体後工程装置とヤマハ発動機の主力製品であるサーフェスマウンターとの工程間連携の顧客要求が強くなっているため、当社、新川及びヤマハ発動機の三社が連携することで、顧客に対するトータルソリューションを提供することが可能になる。また、新川と当社に加えて、ヤマハ発動機が統合に加わることにより、半導体業界の市況の波に影響されない企業体力を構築するための信用補完が可能になる。

一方、当社によれば、当社の重要な経営課題として、半導体の後工程間や前後の工程を跨ぐ先端プロセスソリューションを提供すること及び当社の経営体力を確保し、開発体制を整備し、製品の開発能力を高めることが存在するとのことである。

この点、半導体の後工程間や前後の工程を跨ぐ先端プロセスソリューションの提供に関し、

新川の主な事業及び主な製品は、半導体の後工程のうち、ICチップを固定、配線するボンディングと呼ばれる工程に関連する事業及び製品であるところ、当社及び新川によれば、当該ボンディング工程に係る製品は、当社の得意とするモールディングやリード成形の工程の前の工程に位置する製品であることから、当社及び新川が事業統合した場合、両社は半導体の後工程製造装置に関し、工程間を跨ぐソリューションを顧客に対して提供できる可能性がある。また、ヤマハ発動機の産業用機械・ロボット事業の主な商品であるサーフェスマウンターは、半導体後工程の完了後、製造された半導体をプリント基板に実装する装置であるとのことであるため、当社及び新川に加えてヤマハ発動機が本事業統合に加わることにより、三社は半導体後工程とその後の工程を跨るソリューションを顧客に対して提供できる可能性がある。更に、当社、新川及びヤマハ発動機は、本事業統合により期待される営業面における効果として、三社の製品を結びつけることで、半導体後工程の製造ラインの一括提案（ワンストップ提案）が可能となることによるビジネス機会の拡大並びに顧客面における補完関係の構築及び相互の製品を品揃えとして拡充し、各社相互で顧客向けにクロスセルをすることによるビジネス機会の拡大を掲げており、また技術開発面における効果として、三社の技術的な強みを持ち寄り、単品装置だけではなくライン全体を視野に入れた新製品開発が可能となることを掲げている。

当社の経営体力を確保し、開発体制を整備し、製品の開発能力を高めることに関し、当社、新川及びヤマハ発動機は、本事業統合により期待される営業面における効果として、ヤマハ発動機の信用力を背景とした新川及び当社のビジネス機会の拡大並びに技術動向・市場動向を共同で収集・分析することによる効率的な営業活動戦略の立案及び商品開発戦略に資するマーケティングを掲げており、また、技術面における効果として、年々開発における負荷が増加している制御・ソフトウェア関係について、三社のシステム関係の人材が協力することで人材不足の解消及び技術力の向上につながることを掲げており、更に、調達・生産面において期待される効果として、三社の調達網を活用し、需要変動に強い安定的な調達体制を構築できること及び生産拠点や外注先を相互活用することによる需要変動に強い生産体制の構築を掲げている。

その他、当社、新川及びヤマハ発動機によれば、本事業統合のコスト面でのメリットとして、本取引の実行後において、三社で部品の共通化を進めることによるコスト削減や、生産拠点の統合等により生産効率化を図ることによる生産コストの低減、当社、新川及びヤマハ発動機間において三社の拠点の相互活用や経理、財務、人事、総務、法務等の間接部門の集約化等による間接コストの削減を行うことにより、三社グループ全体での経営の効率化の実現が期待できるとのことである。更に、新川によれば、本取引の実行に伴い当社が上場廃止することにより、上場関連コストの削減が期待できるとのことである。

他方、当社によれば、本取引の実行による当社のデメリットに関して、本取引の実行に伴い当社が上場廃止することにより、業界動向等の情報を取得しにくくなるおそれや、従業員の採用におけるデメリットがあると考えているとのことである。もっとも、当社によれば、本取引

の実行後も、当社の完全親会社となる新川が上場を維持し、かつ、ヤマハ発動機グループの一員となって事業を遂行することが予定されているため、ヤマハ発動機グループの一員となる当社について、本取引の実行に伴い当社が上場廃止することに伴う重大な悪影響はないと考えているとのことである。

こうした本取引の目的に関する当社、新川及びヤマハ発動機の説明には、不合理な点は見当たらず、第三者委員会による調査・検討の過程で、他に本取引の目的の正当性・合理性に疑念を生じさせる事情は認められなかった。したがって、本取引の目的は正当かつ合理的であると考えられる。

また、本取引の実行が当社の企業価値向上に資するものであるとする当社、新川及びヤマハ発動機の説明は不合理なものではなく、これと抵触又は矛盾する事情は直ちに見当たらない。したがって、本取引の実行が当社の企業価値の向上に資するものではないと判断すべき特段の事情は認められない。

(B) 本取引の条件（本公開買付価格を含む。）の公正性が確保されているか

当社から独立した第三者機関である山田コンサルによる1株当たり株式価値の算定結果によれば、本公開買付価格は、山田コンサルによるDCF法による1株当たり株式価値の算定結果のレンジの中間値を超えていると同時に、市場株価法による算定結果のレンジの上限を超えていることが認められ、本公開買付価格におけるプレミアムの水準は、過去に実施された、発行者（上場会社）と資本関係がない発行者以外の者による、発行者の完全子会社化を目的とした株券等の公開買付け事例におけるプレミアムの一般的な水準と比較して遜色のない水準であると認められる。また、山田コンサルの実施した1株当たり株式価値の算定方法について、公正性を欠くと認められる点は見当たらず、また、その算定の結果についても、不合理であると認められる点は見当たらなかった。

本取引の条件の妥当性を担保する客観的な状況に関し、当社は、新川以外の候補者の提示する取引条件と比較した上で本公開買付価格を含む本取引の条件を検討していないものの、新川は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」という。）を、法令に基づく最短期間である20営業日より長い30営業日に設定しているところ、かかる公開買付期間の設定は、最短期間での公開買付けよりも対抗的な買付け等が行われる可能性を高める点において、本公開買付価格の妥当性を担保する客観的状況の一つであると考えられることに加え、本公開買付けは、公開買付けの予告に基づいて行われ、その内容が公開買付期間の開始前に株式市場に周知されることになるため、当社の株主が本公開買付けを含む本取引の内容について判断する機会が、そのような予告なしに実施される公開買付けと比してより確保されていると考えられる。更に、山田コンサルによれば、当社は、新川及びヤマハ発動機との間で本公開買付価格を合意するに際して、そのファイナンシャル・アドバイザーである山田コンサルを交渉窓口として、山田コンサルの本公開買付けと同種の案件に係る実績及び経験を踏まえ、できる限り高い公開買付価格を実現すべく最善の努力を尽くしたとのことである。

その他、本取引に係る本公開買付価格以外の取引条件は、同種・同規模の取引の条件と比較して一般的なものであり、当社の少数株主の利益を不当に損なうものは見当たらなかった。

以上を踏まえると、本取引の条件（本公開買付価格を含む。）が当社の企業価値の適正な評価に基づく公正なものではないと判断すべき特段の事情は認められない。

(C) 本取引は当社の少数株主の利益に配慮した客観的に公正なプロセスで進められていると認められるか

当社及び岩田合同法律事務所によれば、当社について、新川又はヤマハ発動機との間で特別な利害関係があると解すべき事情は認められない。また、当社の取締役会に参加する取締役は、新川及びヤマハ発動機の役員又は従業員を兼務していない。もともと、当社によれば、当社の代表取締役である押森広仁氏は、新川及びヤマハ発動機と正式な合意にまでは至っていないものの、本公開買付けの完了後、本共同持株会社の取締役となる前提で協議を行っており、本共同持株会社の取締役となる可能性が相当程度存在するため、利益相反防止の観点から、当社の取締役会における本取引に係る審議に参加せず、また、当該取締役会における本取引に関する決議に参加しないとのことである。更に、当社は、本取引に関して、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として山田コンサルを選任し、主に財務的な見地から助言を受けているほか、法務アドバイザーとして岩田合同法律事務所を起用し、当社の少数株主の利益に配慮した公正なプロセス、とりわけ本取引の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けており、当該助言に基づき、本取引の是非等について慎重に検討しているところ、当社によれば、山田コンサル及び岩田合同法律事務所はいずれも新川、ヤマハ発動機及び当社から独立しており、新川、ヤマハ発動機及び当社との間に重要な利害関係を有しておらず、当社が独自の判断に基づき選定したもののことである。

その他、第三者委員会による調査・検討の過程で、本取引の手続が当社の少数株主の利益に配慮した客観的に公正なプロセスで進められていないと判断すべき特段の事情は認められない。したがって、本取引の手続は、当社の少数株主の利益に配慮した客観的に公正なプロセスで進められていると考える。

(D) 本取引が、当社の少数株主にとって不利益なものではないと認められるか

上記のとおり、本取引の目的は正当かつ合理的であると考えられ、本取引の実行は当社の企業価値の向上に資するものではないと判断すべき特段の事情は認められず（上記(A)）、本取引の条件（本公開買付価格を含む。）が当社の企業価値の適正な評価に基づく公正なものではないと判断すべき特段の事情は認められず（上記(B)）、本取引の手続は、当社の少数株主の利益に配慮した客観的に公正なプロセスで進められていると考えられる（上記(C)）。また、上記(A)乃至(C)において検討した事情の他、本取引が当社の少数株主にとって不利益となると認められる事情は見当たらなかった。

したがって、本取引は、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。

また、当社は、2019年4月26日に、新川から、新川の臨時株主総会において、本第三者割当増資に係る議案が承認可決されたこと、2019年4月22日付でヤマハ発動機との間で本総数引受契約を締結したこと、2019年3月19日に、大韓民国の競争法に基づく必要な手続及び対応が完了したことにより本許認可等が必要となるすべての国又は地域において本許認可等が取得及び履践されたこと、その他の本公開買付け前提条件が充足されていることから、本公開買付けを開始したい旨の連絡を受け、本意見表明プレスリリースの「(2) 意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、当社が設置した第三者委員会に対して、2019年4月26日に、第三者委員会が2019年2月12日付答申書で当社の取締役会に対して表明した意見に変更がないか否かを検討し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問いたしました。第三者委員会は、上記諮問事項について検討を行った結果、2019年2月13日以降、2019年5月9日までの間に、2019年2月12日付答申書の検討の前提とされた事項に変更があったと判断すべき特段の事情は認められないことを確認し、2019年5月9日、当社の取締役会に対して、上記意見に変更がない旨の2019年5月9日付答申書を提出しております。

⑤ 当社における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認

当社は、2019年2月12日開催の取締役会において、当社の取締役8名（うち社外取締役3名）のうち、押森広仁氏を除く7名が審議及び決議に参加し、決議に参加した取締役全員（監査等委員を含む。）の一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対しては、その所有する当社株式を本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。なお、当社取締役のうち、当社の代表取締役である押森広仁氏は、新川及びヤマハ発動機と正式な合意にまでは至ってはいなかったものの、本公開買付けの完了後、本共同持株会社の取締役となる前提で協議を行っており、本共同持株会社の取締役となる可能性が相当程度存在したため、利益相反のおそれを回避する観点から、当該審議及び決議に参加していませんでした。

その後、当社は、2019年4月26日に、新川から、新川の臨時株主総会において本第三者割当増資に係る議案が承認可決されたこと、2019年4月22日付でヤマハ発動機との間で本総数引受契約を締結したこと、2019年3月19日に、大韓民国の競争法に基づく必要な手続及び対応が完了したことにより本許認可等が必要となるすべての国又は地域において本許認可等が取得及び履践されたこと、その他の本公開買付け前提条件が充足されていることから、本公開買付けを開始したい旨の連絡を受け、第三者委員会の2019年5月9日付答申書における第三者委員会の意見等を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について改めて検討した結果、当社としても、2019年2月13日以降、2019年5月9日までの間に、当社の本公開買付けに対する賛同意見の基礎となる事実に変更が見られないことなどを確認し、2019年5月9日現在においても、本公開買付け価格及び本公開買付けのその他の諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であり、本取引は、少

数株主を含む当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、2019年5月9日開催の当社の取締役会において、当社の取締役8名（うち社外取締役3名）のうち、押森広仁氏を除く7名が審議及び決議に参加し、決議に参加した取締役全員（監査等委員を含む。）の一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対しては、その所有する当社株式を本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。なお、当社取締役のうち、当社の代表取締役である押森広仁氏は、本公開買付けの完了後、本共同持株会社の取締役となる予定であったため、利益相反防止の観点から、当該審議及び決議に参加しておりませんでした。一方で、押森広仁氏は当社の代表取締役社長であり、当社の企業価値向上の観点から本取引の検討・交渉をするにあたって不可欠で代替できない知識及び経験を有していることに鑑み、当社の立場で本取引の協議及び交渉に参加しております。

⑥ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

新川は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、新川以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性も担保することを企図しております。

4. 今後の見通し

本売渡請求後における当社の経営体制等につきましては、今後、ヤマハ発動機、新川及び当社の間で協議、検討していく予定です。

5. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

新川は、当社の支配株主（親会社）であるため、本売渡請求に係る承認は、支配株主との取引等に該当します。

当社は、本日付で開示したコーポレート・ガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、支配株主等との取引条件等におきましては、法令に準拠した手続を実施することとし、取引を行う場合には、必要に応じて、当社及び支配株主との間に重要な利害関係を有しない専門家や第三者機関等からの助言を取得する等して、支配株主との取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を講じて、他の会社と取引を行う場合と同様に契約条件や市場価格を見ながら合理的に決定するよう適切に対応することを基本方針とする旨を示しております。

当社取締役会による本売渡請求に対する承認に関して、当社は、上記「3. 本売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、その公正性を担保するための措置及び利益相反を回避する

ための措置を講じており、かかる対応は上記方針に適合しているものと考えております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「3. 本売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」をご参照ください。

(3) 本取引が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、2019年2月12日付で、第三者委員会より、本取引は当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる旨の答申書を入手しております。その後、当社は、2019年5月9日付で、第三者委員会より、2019年2月12日付答申書で当社の取締役会に対して表明した意見に変更がない旨の答申書を入手しております。詳細は、上記「3. 本売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「④ 当社における独立した第三者委員会の設置」をご参照ください。なお、当該答申書が、本売渡請求を含む本取引に関するものであることから、当社は、本売渡請求の承認に際しては、支配株主と利害関係を有しない者からの意見を改めて取得しておりません。

以 上